

議案第40号

志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 1 0 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年志摩市条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表中「10,800円」を「12,200円」に、「12,800円」を「14,500円」に、「11,300円」を「12,800円」に、「10,900円」を「12,400円」に、「9,600円」を「10,900円」に、「8,900円」を「10,100円」に改め、同表備考1中「投票立会人又は期日前投票所の投票立会人が交替した場合は、」を「投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人の報酬の額は、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。